

随意契約の公表

1. 契約名称 コンテナ更新工事
2. 契約締結日 平成31年 4月26日
3. 契約の相手方 新明和工業（株）流体事業部 営業本部 九州支店
4. 契約金額 14,300,000 円
5. 随意契約理由（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）

可燃ごみ搬送用コンテナについては、可燃ごみを圧縮してコンテナに詰め込む装置（コンパクト）とコンテナを搬送する専用車両に合うよう製作されており、新明和工業（株）の独自仕様による特殊品である。

このため、他業者で製作することはできない。また、コンテナ製作後は各種設備と適正に動作するか微調整が必要であり（ドッキング調整等）、上記業者のノウハウが必要になる。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため随意契約とするものである。